

資源有効利用促進法の施行に向けて (案)

平成 1 3 年 1 月
産業構造審議会環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会

産業構造審議会 環境部会
廃棄物・リサイクル小委員会委員名簿

(小委員長)

平岡 正勝 京都大学名誉教授

(委員)

浅野 直人	福岡大学法学部長
雨宮 肇	板硝子協会環境・技術委員会委員長
池上 久雄	社団法人日本貿易会常務理事
井田 敏	全国商工会連合会専務理事
伊藤 康江	消費科学連合会副会長
太田 元	財団法人経済団体連合会参与
角田 禮子	主婦連合会参与
渡邊 浩之	社団法人日本自動車工業会環境委員会委員長
菅野 利徳	全国中小企業団体中央会専務理事
神林 章夫	日本チェーンストア協会環境問題委員会委員長
米澤 敏夫	社団法人日本鐵鋼連盟環境政策委員会委員長
西山 紀彦	社団法人日本化学工業協会環境安全委員長
黒田 治	日本ガラスびん協会特別顧問
河野 光雄	内外情報研究会会長
後藤 一吉	社団法人日本輸入団体連合会専務理事
小林 昌富	全国商店街振興組合連合会専務理事
河野 毅	アルミ缶リサイクル協会理事長
二見 常夫	電気事業連合会環境委員会委員長
中野 英則	東京都環境局長

篠木 昭夫	社団法人全国都市清掃会議専務理事
篠原 徹	日本商工会議所常務理事
十河 一元	日本製紙連合会古紙部会長
竹居 照芳	株式会社日本経済新聞社論説委員
中川 惇	財団法人家電製品協会環境政策部会長
中村喜久男	社団法人日本オフィス家具協会会長
永田 勝也	早稲田大学理工学部教授
中野 博文	日本百貨店協会環境委員会委員長
新美 春之	石油連盟環境安全委員会委員長
平山 晴彦	日本鉱業協会理事・環境保安部長兼技術部長
細田 衛士	慶應義塾大学経済学部教授
松尾 正洋	日本放送協会解説委員
寄本 勝美	早稲田大学政治経済学部教授

I はじめに

我が国経済社会は廃棄物の最終処分場の逼迫、希少資源の将来的な枯渇の可能性等の環境制約・資源制約に直面しており、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムを転換し、循環型社会を構築することが喫緊の課題となっている。こうした中で、産業構造審議会廃棄物・リサイクル部会と地球環境部会の合同基本問題小委員会は、循環型経済システムのあり方と個別製品分野ごとの対策について1年にわたり審議を行い、その成果を「循環経済ビジョン」（平成11年7月）としてとりまとめた。この中で、従来のリサイクル対策を拡充して3R（リデュース・リユース・リサイクル）対策を本格的に導入することが提言され、優先的に対策を講ずべき製品分野のクライテリアとして、

- ①使用済製品の発生量が多いこと
- ②当該製品に含まれる資源の有用性が高いもの
- ③市町村等による処理の困難性が高いもの

が提示された。さらに、このクライテリアを基に容器包装、家電製品・電池、電子・事務機器、建設資材等の様々な製品分野ごとに個別の実態を明らかにし、今後の対策について提言がなされた。

これを踏まえて再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）の改正が行われ、昨年6月7日に資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）として公布されたところである。産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会（旧廃棄物・リサイクル部会）においては、同法の本年4月の施行に向けて、昨年6月末に同法の対象となる業種・製品や事業者を求める取組の内容について検討を開始した。また、パーソナルコンピュータについてはパソコン3R分科会、二次電池については電気・電子機器分科会及び二次電池リサイクルシステム検討会において専門的な検討を実施する一方、昨年12月22日より1ヶ月間パブリックコメントの募集を実施するとともに、本小委員会としてこれまで計4回の審議を行った。今後、本小委員会の審議結果を踏まえた政省令及び基本方針の策定・制定が行われることを期待する。

II 対象業種・製品と判断の基準の内容について

1. 特定省資源業種

特定省資源業種は、副産物の発生抑制・リサイクルを計画的に促進するため、目標の設定、技術の向上等に積極的に自ら取り組むことを求めるものである。これまでの本部会における議論を踏まえ、特定省資源業種の対象範囲については、次の4つが基準として考えられる。

- ①副産物の発生量が業種・事業者ベースで多いこと
- ②最終処分量が業種・事業者ベースで多いこと
- ③対策の実施により資源の有効利用が図られること
- ④対策の実施により最終処分場に向かう廃棄物の削減に資すること

(財)クリーン・ジャパン・センターの調査に基づき、我が国製造業の副産物の発生量・最終処分量の多い業種を日本標準産業分類の産業中分類ベースで分析すると、鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、非鉄金属製造業、窯業・土石製品製造業、輸送機械製造業等が上位を占める。

さらに、各産業中分類ごとに詳細にみた場合、

- (1) 鉄鋼業については「高炉による製鉄業」、「高炉によらない製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」の3つの業種で鉄鋼業から発生する副産物の9割を占め、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルに積極的に取り組むことが重要である。
- (2) パルプ・紙・紙加工品製造業については「パルプ製造業」、「紙製造業」の2つの業種で副産物の発生量の9割弱を占め、ペーパースラッジ（汚泥）の発生抑制やリサイクルの向上に積極的に取り組むことが求められる。
- (3) 化学工業については「有機化学工業製品製造業」、「無機化学工業製品製造業」の2つの業種で化学工業から発生する副産物の7割強を占め、スラッジ（汚泥）の発生抑制・リサイクルについて、その減量化とともに積極的に取り組むことが求められる。
- (4) 非鉄金属製造業については副産物の発生量・最終処分量ベースで「非鉄金属第一次製錬・精製業」のウェートが大きく、とりわけ銅製錬スラグが非鉄金属第一次製錬・精製業の約7割を占めることから、「銅第一次製錬・精製業」を対象とし、銅スラグの発生抑制・リサイクルへの積極的な取組が重要である。
- (5) 輸送用機械器具製造業については自動車に関連する事業からの副産物の発生量・最終処分量のウェートが大きく、「自動車製造業」に属する事業者が副産物の発生抑制・リサイクルへの積極的な取組を行うことが期待されることから、「自動車製造業」を指定することが適当である。

各業種ごとに定める判断の基準の骨子は別紙1のとおりである。

なお、その他の業種については、当面、本部会の業種別ガイドラインに基づいて副産物の発生抑制・リサイクルの取組を求めることとする。

2. 特定再利用業種

特定再利用業種は、再生部品の利用（リユース）や再生資源の利用（リサイクル）を事業者を求めるものである。

(1) 再生部品の利用（リユース）については、回収された製品から取り出された再生部品について、これを積極的に新製品の部品として再利用していくことが最も望ましい循環システムといえる。その実現のためには、再生部品の利用可能性を検証するための実態把握や新たな生産工程の導入（解体・検査・洗浄・調整などの設備投資）等が必要であるが、複写機製造業はこうしたリユースの取組が技術的・経済的に可能な環境にあるため、資源の有効利用を一層拡大する観点から複写機製造業を特定再利用業種に指定することが必要である。その判断の基準の骨子は別紙2のとおりである。

(2) 再生資源の利用（リサイクル）に関しては、建設資材について建設資材リサイクル法の制定によりリサイクルに向けた環境が整備されてきている。同法の制定により建築物等の分別解体等が進むものと見込まれるため、一昨年末に改定された産業構造審議会「業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン」において、板ガラス製造業、硬質塩ビ管・継手製造業、石膏ボード製造業、繊維板・パーティクルボード製造業を特定再利用業種に指定することを検討することとなったところである。しかし、同法の完全施行当初の平成14年度においては分別解体・再資源化等の対象となる建設資材がコンクリート塊、アスファルト塊、木材の3品目のみであり、廃ガラスや廃石膏ボードのリサイクル推進のためには回収体制の整備等が必要であること、建設発生木材の利用は他の未利用木材（間伐材等）とのバランスを図ることが必要であること等、使用済みの建設資材を再生資源として利用する環境は十分に整っていない。このため、今回は現時点で事業者による回収拠点が整備されつつあるために再生資源の利用が技術的・経済的に可能な硬質塩化ビニル管・管継手の製造業を特定再利用業種に指定することとし、その他の建設資材の製造業については、その回収体制の整備状況や建設資材リサイクル法の施行状況等を勘案しつつ、引き続き指定を検討していくこととする。硬質塩化ビニル管・管継手の製造業に関する判

断の基準の骨子は別紙３のとおりである。

３．指定省資源化製品

指定省資源化製品は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムの転換の第一歩として製品の省資源化や長寿命化等によって廃棄物としての発生自体を抑制するという、いわゆるリデュース対策を進めるものである。具体的には、製品の設計・製造段階でなるべく原材料等を節約するといった措置や、使用段階で消費者がなるべく長期間使用するような措置を講ずることなどが挙げられる。

循環経済ビジョンにおける製品分野ごとの検討を踏まえ、廃棄物の排出量を基本としつつ、省資源設計や修理サービスの拡充による長期間使用の促進等の効果を勘案して自動車・オートバイ、家電製品、パソコン、ガス・石油機器、ぱちんこ遊技機、金属製家具を指定し、一定の法的枠組みの中で事業者の積極的な取組を求めることとする。そのための判断の基準の骨子は別紙４のとおりである。

４．指定再利用促進製品

指定再利用促進製品は、リユース・リサイクル容易設計・製造（使用済みの製品から再生部品や再生資源が容易に取り出せる設計・製造）を行うことを求めるものである。

本措置についても、廃棄物の排出量、再生部品・再生資源の有用性・価値、市町村における廃棄物処理の困難性等を基準として、循環経済ビジョンにおける製品分野ごとの検討や産構審リサイクルガイドラインを踏まえて、次の製品の製造事業者のリユース・リサイクルが容易な設計・製造を求めることが必要である。

①新たにリユース容易設計を行う製品：

自動車・オートバイ、複写機

②新たにリサイクル容易設計を行う製品：

電子レンジ、衣類乾燥機、金属製家具、ガス・石油機器、システムキッチン、浴室ユニット

③新たにリユース容易設計とリサイクル容易設計の両方を行う製品：

パソコン、ぱちんこ遊技機

以上の製品について判断の基準の骨子は別紙５のとおりである。

小形二次電池を内蔵した製品については、これまでニカド電池の回収率を向上させる観点からニカド電池の取り外しが容易な設計・製造を求めてきたところであるが、ニカド電池以外のニッケル・水素電池、リチウムイオン電池、小型シール鉛電池といった小形二次電池を使用する機器を新たに指定することが必要である。

５．指定表示製品

指定表示製品は、再生資源の利用の促進のため、使用済み製品が容易に分別収集が行われるために製品に表示をすることを求める措置である。これまで本制度の対象品目としてはアルミ缶、スチール缶、ペットボトル、ニカド電池が指定されているところであるが、昨年４月に容器包装リサイクル法が完全施行され、新たに紙製容器包装・プラスチック容器包装の分別収集・リサイクルが開始されたところから、容器包装リサイクル小委員会の報告を受けてそれに対応した識別表示の制度を整備する（平成１２年７月３１日にとりまとめられた容器包装リサイクル小委員会報告を参照）。

また、建設資材リサイクル法の制定等に伴って建設副産物の分別・リサイクルを一層推進していくこととなるが、建設副産物のうち分別が容易でないプラスチック製の建設資材、とりわけ硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙の材質表示を行うことが適当である。これらの塩化ビニル製の建設資材の表示の標準の骨子は別紙６のとおりである。

なお、次節の指定再資源化製品に小形二次電池を指定することに伴って、消費者が小形二次電池を分別することを促進するため、小形二次電池のうち現行のニカド電池に加えてリチウムイオン電池、ニッケル・水素電池、小型シール鉛電池について識別表示を行うことが適当であり、その表示の標準の骨子は別紙７のとおりである。

６．指定再資源化製品

民間独自の回収が行われている製品の中でも、回収・リサイクルの実効性が十分でないために、その再生資源が有効に利用されていないものも多い。このため、指定再資源化製品は、利用の促進を図るべき再生資源を含むなど、措置を講ずることが必要な製品であって、これを事業者が排出者等から回収し、再

資源化することが事業者の負担を斟酌しても技術的・経済的に可能な製品については、事業者に対して実効性の確保された自主回収・再資源化を求める措置である。

その要件は次の３つである。

- ①「自主回収をすることが経済的に可能」（自主回収の可能性）
- ②「その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能」（再資源化の可能性）
- ③「その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なもの」（政策的必要性）

パソコンについては、①現在においてもリース契約等により回収されてきており、こうした回収は経済的に実施可能と考えられ、②技術的に再資源化が可能であり、貴金属の含有などのために再資源化が経済的にも可能であり、③現段階では年間排出量が約４万トンであるが、将来的には相当量の排出（事業者団体の予測によると２００１年には、年間約８万トンに至ると想定される。）が見込まれる。このため、指定再資源化製品の指定によって事業系のパソコンの回収・リサイクルの取組を求めることとする。その判断の基準の骨子は別紙８のとおりである。なお、家庭系のパソコンについてもその回収・再資源化の制度のあり方を今後速やかに検討し、今夏までに検討結果をとりまとめ、平成１４年度に回収・再資源化を開始することとする（資料３－２＜パソコン３Ｒ分科会報告書＞を参照）。

また、小形二次電池については、①事業者団体により、既に販売店における回収ボックスを活用した店頭回収が開始されてきており、回収が経済的に可能と考えられ、②現時点で技術的・経済的に再資源化が可能であり、③広範囲な分野に利用され、貴重なニッケル、カドミウム、コバルトなどの金属を含有し、市町村においてリサイクルを行うことが難しい現状であることを踏まえ、指定再資源化製品として、小形二次電池の回収・リサイクル制度を整備することが必要であり、その判断の基準の骨子案は別紙９のとおりである（資料３－３＜二次電池リサイクルシステム検討会報告書＞を参照）。

Ⅲ 今後の課題

本年４月の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行に向けて、以上のと

おり 3 R の理念を具体化した取組を事業者に求めていくことが必要であるが、これらは循環型社会の形成に向けた制度の整備の第一歩であり、今後更なる課題に取り組んでいくことが必要である。

今後の課題としては、第一に、今後とも循環型社会の構築に対する要請の一層の高まりに適切に対応し、その際に対策を講ずべき対象業種・製品のクライテリアを一層高度化することである。3 R を促進する政策のあり方は各業種・製品ごとに製造・流通・消費・廃棄等の実態が異なり、また、省エネルギー等の他の政策課題と調和させつつ推進することが必要があることから、いかなる範囲の対象にリデュース、リユース、リサイクル（マテリアルリサイクル・サーマルリサイクル）をどのように組み合わせて取組を求めるべきかについての判断事項を一層高度化することが重要になると思われる。現時点の対象業種・製品のクライテリアについては I で述べたとおりであるが、政策評価の重要性が高まる一方、循環型社会の形成に向けての取組を一層強化していくためには、ライフサイクルアセスメント（LCA）の確立など当該クライテリアの一層の高度化を今後とも検討していくことが必要である。さらに、こうした検討の成果に基づいて各業種・製品ごとの実態を踏まえつつ、循環型社会の構築の要請の高まりに応じて対象業種・製品の拡大や 3 R の取組内容の拡充を図っていくことが必要である。

第二に、製品の設計・製造段階において 3 R への配慮を組み込む制度の実効性を今後とも強化することが必要である。上述したとおり、指定省資源化製品・指定再利用促進製品への製品指定によって 3 R に配慮した製品の設計・製造が促進されることとなるが、こうした制度を一層実効あるものにするためには 3 R の観点からの製品アセスメントの手法を確立してその標準化を促進する一方で、事業者による 3 R の取組の状況をモニタリングするとともに消費者等が 3 R に配慮して設計・製造された製品を選択できるために必要な情報を利用できる仕組みを今後検討することが必要である。

第三に、3 R の取組を支える再生部品・再生資源の供給面・需要面の基盤を強化することである。具体的には、供給面として 3 R を促進する技術の開発や 3 R の関連施設の整備等を促進するための環境を整備することが必要であり、また需要面としては、再生部品・再生資源への需要を拡大させていく観点から国・地方公共団体によるグリーン購入の拡大や素材産業を中心としたリサイクルの産業間連携が重要であり、こうした取組を一層促進していくことを検討す

ることが必要である。

第四に、我が国が循環型社会の形成を目指した制度を整備する上で諸外国の環境政策等との調和を図っていくことが必要である。とりわけ、我が国の製品市場を３Ｒに配慮したものに転換していくためには、製品輸入の実態、通商ルールとの整合性、ＥＵ指令案の検討状況等を十分に踏まえつつ、輸入品についても３Ｒへの配慮を求めることを検討することが必要である。我が国は国際的な連携を図りつつ地球規模での資源の有効な利用を目指すとともに、諸外国の先進的な制度を参考にしてそれらを導入するというのではなく、循環型社会のルール作りや具体的な３Ｒの取組の面で国際社会をリードしていくという姿勢を示すべきである。

循環型社会の構築のためには、以上で述べた課題の他にも多くの課題が残っており、環境の世紀とも言われる２１世紀が幕開けした今、これまでの取組の進捗状況を点検しつつ、このような新たな課題に積極的に取り組んでいくことが求められている。事業者、消費者等の各主体においては循環型社会の一員として３Ｒの理念を行動に移していくとともに、政府においては本年１月６日の中央省庁再編に伴って改めて設置された経済産業省、環境省等が密接に連携し、政府が一丸となって循環型社会の形成に向けた政策を強力に推進していくことを期待する。

**高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業
に属する事業を行う者（事業者）の判断の基準の骨子
＜特定省資源業種＞**

1. 目標の設定等

- (1) 事業者は、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルを計画的に行うため、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルに係る目標を定めるものとする。
- (2) 事業者は、前項の目標を達成するため、次の 2, 3 に規定するもののほか、設備の運転の改善その他鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルのために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

2. 設備の整備

事業者は、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルのために必要な設備を計画的に整備するものとする。（例：徐冷スラグの破碎設備、ふるい分け機）

3. 技術の向上

事業者は、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルのために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。（例：港湾材料等への用途拡大のための技術）

4. 統括管理者の選任

事業者は、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルに計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

5. 規格又は仕様による加工

事業者は、鉄鋼スラグの利用を促進するため、一定の規格に加工し、又は事業者と鉄鋼スラグを利用する者が協議して、用途に応じて定めた仕様に加工するものとする。

6. 販売又は加工の委託

事業者は、自ら鉄鋼スラグの利用のための加工を行い得ない場合にあっては、当該加工を行い得る者に販売し、又は加工の委託をするものとする。

7. 計測及び記録

事業者は、鉄鋼スラグの発生抑制・リサイクルに必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録するものとする。

8. 情報の提供

- (1) 事業者は、鉄鋼スラグを販売し、又は加工の委託をするに際し、当該鉄鋼スラグの品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 法第 12 条の規定により作成した計画は営業秘密に係る事項を除いて公衆の縦覧に供するものとする。

**パルプ製造業及び紙製造業に属する事業を行う者（事業者）
の判断の基準の骨子
＜特定省資源業種＞**

1. 目標の設定等

- (1) 事業者は、ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルを計画的に行うため、ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルに係る目標を定めるものとする。
- (2) 事業者は、前項の目標を達成するため、次の2, 3に規定するもののほか、設備の運転の改善その他ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルのために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

2. 設備の整備

事業者は、ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルのために必要な設備を計画的に整備するものとする。（例：ペーパースラッジの利用のための炭化装置）

3. 技術の向上

事業者は、ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルのために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。（例：土壌改良材等への用途拡大のための技術）

4. 統括管理者の選任

事業者は、ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルに計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

5. 仕様による加工

事業者は、ペーパースラッジの利用を促進するため、事業者とペーパースラッジを利用する者が協議して、用途に応じて定めた仕様に加工するものとする。

6. 計測及び記録

事業者は、ペーパースラッジの発生抑制・リサイクルに必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録するものとする。

7. 情報の提供

- (1) 事業者は、ペーパースラッジを利用する者に対し、当該ペーパースラッジの品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 法第12条の規定により作成した計画は営業秘密に係る事項を除いて公衆の縦覧に供するものとする。

**無機化学工業製品製造業及び有機化学工業製品製造業
に属する事業を行う者（事業者）の判断の基準の骨子
＜特定省資源業種＞**

1. 目標の設定等

- (1) 事業者は、スラッジの発生抑制・リサイクルを計画的に行うため、スラッジの発生抑制・リサイクルに係る目標を定めるものとする。
- (2) 事業者は、前項の目標を達成するため、次の2、3に規定するもののほか、設備の運転の改善その他スラッジの発生抑制・リサイクルのために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

2. 設備の整備

事業者は、スラッジの発生抑制・リサイクルのために必要な設備を計画的に整備するものとする。（例：セメント原料等への再資源化施設）

3. 技術の向上

事業者は、スラッジの発生抑制・リサイクルのために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。（例：中和剤等の変更によるスラッジの発生抑制の技術）

4. 統括管理者の選任

事業者は、スラッジの発生抑制・リサイクルに計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

5. 仕様による加工

事業者は、スラッジの利用を促進するため、事業者とスラッジを利用する者が協議して、用途に応じて定めた仕様に加工するものとする。

6. 計測及び記録

事業者は、スラッジの発生抑制・リサイクルに必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録するものとする。

7. 情報の提供

- (1) 事業者は、スラッジを利用する者に対し、当該スラッジの品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 法第12条の規定により作成した計画は営業秘密に係る事項を除いて公衆の縦覧に供するものとする。

**銅第一次製錬・精製業に属する事業を行う者（事業者）の
判断の基準の骨子
＜特定省資源業種＞**

1. 目標の設定等

- (1) 事業者は、銅スラグの発生抑制・リサイクルを計画的に行うため、銅スラグの発生抑制・リサイクルに係る目標を定めるものとする。
- (2) 事業者は、前項の目標を達成するため、次の2, 3に規定するもののほか、設備の運転の改善その他銅スラグの発生抑制・リサイクルのために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

2. 設備の整備

事業者は、銅スラグの発生抑制・リサイクルのために必要な設備を計画的に整備するものとする。（例：コンクリート用スラグ骨材への粒度調整設備）

3. 技術の向上

事業者は、銅スラグの発生抑制・リサイクルのために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。（例：銅スラグの用途に適した粒度への制御技術）

4. 統括管理者の選任

事業者は、銅スラグの発生抑制・リサイクルに計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

5. 規格又は仕様による加工

事業者は、銅スラグの利用を促進するため、一定の規格に加工し、又は事業者と銅スラグを利用する者が協議して、用途に応じて定めた仕様に加工するものとする。

6. 販売又は加工の委託

事業者は、自ら銅スラグの利用のための加工を行い得ない場合にあっては、当該加工を行い得る者に販売し、又は加工の委託をするものとする。

7. 計測及び記録

事業者は、銅スラグの発生抑制・リサイクルに必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録するものとする。

8. 情報の提供

- (1) 事業者は、銅スラグを販売し、又は加工の委託をするに際し、当該銅スラグの品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 法第12条の規定により作成した計画は営業秘密に係る事項を除いて公衆の縦覧に供するものとする。

自動車製造業に属する事業を行う者（事業者）の判断の基準の骨子 ＜特定省資源業種＞

1. 目標の設定等

- (1) 事業者は、金属くず及び鋳物廃砂（以下「金属くず等」という。）の発生抑制・リサイクルを計画的に行うため、金属くず等の発生抑制・リサイクルに係る目標を定めるものとする。
- (2) 事業者は、前項の目標を達成するため、次の2, 3に規定するもののほか、設備の運転の改善その他金属くず等の発生抑制・リサイクルのために必要な措置に計画的に取り組むものとする。

2. 設備の整備

事業者は、金属くず等の発生抑制・リサイクルのために必要な設備を計画的に整備するものとする。（例：金属くずを回収・溶解する設備）

3. 技術の向上

事業者は、金属くず等の発生抑制・リサイクルのために必要な技術の向上に計画的に取り組むものとする。（例：プレス材の歩留まり向上等による金属くずの発生抑制の技術）

4. 統括管理者の選任

事業者は、金属くず等の発生抑制・リサイクルに計画的に取り組むための業務を統括管理する者を選任するものとする。

5. 仕様による加工

事業者は、金属くず等の利用を促進するため、金属くず等を利用する者と協議して、用途に応じて定めた仕様に加工するものとする。

6. 販売又は加工の委託

事業者は、自ら金属くず等の利用のための加工を行い得ない場合にあっては、当該加工を行い得る者に販売し、又は加工の委託をするものとする。

7. 計測及び記録

事業者は、金属くず等の発生抑制・リサイクルに必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録するものとする。

8. 情報の提供

- (1) 事業者は、金属くず等を販売し、又は加工の委託をするに際し、当該金属くず等の品質及び組成その他の必要な情報の提供を行うものとする。
- (2) 法第12条の規定により作成した計画は営業秘密に係る事項を除いて公衆の縦覧に供するものとする。

**複写機製造業に属する事業を行う者（事業者）の再生部品の利用に関する
判断の基準の骨子
＜特定再利用業種＞**

1. 再生部品利用量の向上

事業者は、耐久性、安全性その他の複写機の品質に対する複写機の需要者の要求に対応しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、再生部品の利用量を向上させること。

2. 設備の整備

事業者は、再生部品を利用するため、洗浄装置、乾燥装置、再利用部品検査装置その他の必要な設備を整備すること。

3. 技術の向上

事業者は、次に掲げる技術を向上させること。

- (1)使用済み複写機から部品を取り外す技術
- (2)使用済み複写機の部品の再資源化を行う技術
- (3)再生部品を複写機に利用する技術
- (4)その他の再生部品を複写機に利用するために必要な技術

4. 再生部品利用計画

- (1) 事業者は、毎事業年度開始前に、その事業年度の再生部品の利用に関する計画（以下「再生部品利用計画」という。）を作成すること。
- (2) 再生部品利用計画には、次に掲げる事項を掲載すること。
 - ①再生部品の利用量の目標
 - ②再生部品を利用するために必要な設備の整備に関する事項
 - ③再生部品を利用するために必要な技術の向上に関する事項
 - ④前各号に掲げるもののほか、再生部品の利用に関する事項
- (3) 再生部品利用計画の実施の状況について、記録を行うこと。

5. 情報の提供

事業者は、複写機の需要者の再生部品の利用に関する理解を深めるため、製造する複写機の再生部品の利用量及び品質その他の必要な情報の提供を行うこと。

**硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業に属する事業を行う者（事業者）の使用済
硬質塩化ビニル管等の利用に関する判断の基準の骨子
＜特定再利用業種＞**

1. 硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管継手の利用

事業者は、単独又は共同して、硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管継手に係る建設工事を行う者、国及び地方公共団体と協力しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲で、硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管継手の製造に当たって、硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管継手であって、一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの（以下「使用済硬質塩化ビニル管等」という。）の利用率を向上させること。

2. 設備の整備

事業者は、使用済硬質塩化ビニル管等を利用するため、異物除去設備、粉碎設備その他の必要な設備を整備すること。

3. 技術の向上

事業者は、使用済硬質塩化ビニル管等を利用するため、次に掲げる技術を向上させること。

- 一 使用済硬質塩化ビニル管等をその他のプラスチック製の管又は管継手から選別することを効率的に行う技術
- 二 砂やゴム等の異物を効率的に除去する技術
- 三 品質の異なる使用済硬質塩化ビニル管等を利用する技術
- 四 その他の使用済硬質塩化ビニル管等を利用するための技術

4. 使用済硬質塩化ビニル管等の利用計画

(1) 事業者は、使用済硬質塩化ビニル管等の利用を計画的に行うため、事業年度開始前に、その事業年度の使用済硬質塩化ビニル管等の利用に関する計画（以下「使用済硬質塩化ビニル管等利用計画」）を作成すること。

(2) 使用済硬質塩化ビニル管等利用計画には、次に掲げる事項を記載すること。

- 一 使用済硬質塩化ビニル管等を利用するために必要な設備の整備に関する事項
- 二 使用済硬質塩化ビニル管等を利用するために必要な技術の向上に関する事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、使用済硬質塩化ビニル管等の利用に関する事項

(3) 事業者は、使用済硬質塩化ビニル管等利用計画の実施の状況について記録を行うこと。

5. 情報の提供

事業者は、硬質塩化ビニル管又は硬質塩化ビニル管継手の需要者の使用済硬質塩化ビニル管等の利用に関する理解を深めるため、使用済硬質塩化ビニル管等の利用の状況及び品質その他の必要な情報の提供を行うこと。

**自動車の製造又は修理の事業を行う者に係る
使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準の骨子
＜指定省資源化製品：リデュース配慮設計＞**

1. 長寿命化のための材料・構造の工夫

(1)製造事業者は、消耗品の長寿命化等により製品の長寿命化に資する工夫を行うこと。

(2)製造事業者は、修理及び保守作業が容易な構造とすること。

2. 省資源化のための材料・構造の工夫

(1)製造事業者は、部品・部材の小型化・減量化を図ること。

(2)製造事業者は、部品の共通化・規格化を図ること。

(3)製造事業者は、リサイクル材の使用を図ること。

3. 修理に係る安全性の確保

製造事業者は、修理に係る安全性を確保するため、材料の毒性その他の特性に配慮すること。

4. 安全性等の配慮

製造事業者は、使用済物品等の発生の抑制を促進する際には、安全性その他の必要な事情に配慮すること。

5. 技術の向上

製造事業者又は修理事業者は、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、製品の長寿命化及び省資源化に資する技術の向上を図ること。

6. 事前評価

(1)製造事業者は、設計に際して、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。

(2)製造事業者は、あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。

(3)製造事業者は、評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

7. 情報の提供

(1)製造事業者は、自動車の構造、修理に係る安全性その他の使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うこと。

(2)修理事業者は、自動車の構造、修理に係る安全性等に関し製造事業者が配慮すべき事項について、必要に応じて当該製造事業者から情報の提供を行うこと。

**家電製品（家電４品目、電子レンジ、衣類乾燥機）の製造事業者に係る
使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準の骨子
＜指定省資源化製品：リデュース配慮設計＞**

１．長寿命化のための材料・構造の工夫

- (1) 消耗部品等の交換部品を除き、製品の長寿命化に資する材料・部品の使用を図ること。
- (2) 修理及び保守作業が容易な構造とすること。

２．省資源化のための材料・構造の工夫

- (1) 部品・部材の減量化を図ること。
- (2) 部品点数の削減を図ること。
- (3) 部品の共通化を図ること。
- (4) リサイクル材の使用を図ること。

３．修理体制の整備

- (1) 消費者に修理の機会を一定期間提供すること。
- (2) 修理に係る技術者を確保すること。
- (3) 修理体制を整備するために、販売店と協力すること。
- (4) 消費者に修理のための条件についてあらかじめ明示すること。

４．修理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保すること。

５．安全性等の配慮

使用済物品等の発生の抑制を促進する際には、安全性その他の必要な事情に配慮すること。

６．技術の向上

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、製品の長寿命化及び省資源化に資する技術の向上を図ること。

７．事前評価

- (1) 設計に際して、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

８．情報の提供

修理及び保守に係る手法その他の使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うこと。

９．包装材の工夫

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、容器包装の簡素化、軽量化を図ること。

**パーソナルコンピュータの製造事業者に係る
使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準の骨子
＜指定省資源化製品：リデュース配慮設計＞**

1. 長寿命化のための材料・構造の工夫

- (1)製品の長寿命化に資する材料・部品の使用を図ること。
- (2)修理、アップグレード及び保守作業が容易な構造とすること。

2. 省資源化のための材料・構造の工夫

- (1)部品・部材の減量化を図ること。
- (2)部品点数の削減を図ること。
- (3)部品の共通化を図ること。
- (4)リユース部品又はリサイクル材の使用を図ること。
- (5)取扱説明書等の質量を削減すること。

3. 修理及びアップグレード体制の整備

- (1)消費者に修理及びアップグレードのための機会を一定期間提供すること。
- (2)修理及びアップグレードに係る技術者を確保すること。
- (3)消費者に修理及びアップグレードのための条件についてあらかじめ明示すること。

4. 修理に係る安全性の確保

製品の構造その他の特性に配慮することにより、修理及びアップグレードに係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

使用済物品等の発生の抑制を促進する際には、製品の安全性その他必要な事項に配慮すること。

6. 技術の向上

- (1)使用済物品等の発生の抑制を促進するため、製品の長寿命化及び省資源化に資する技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1)設計に際して、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、あらかじめ製品の評価を行うこと。
- (2)あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3)評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

修理、アップグレード及び保守に係る手法その他の使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、容器包装の簡素化、軽量化を図ること。

**ガス・石油機器の製造事業者に係る
使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準の骨子
＜指定省資源化製品：リデュース配慮設計＞**

1. 長寿命化のための材料・構造の工夫

- (1)製品の長寿命化に資する材料・部品の使用を図ること。
- (2)修理及び保守作業が容易な構造とすること。

2. 省資源化のための材料・構造の工夫

- (1)部品・部材の減量化を図ること。
- (2)部品点数の削減を図ること。
- (3)部品の共通化を図ること。

3. 修理体制の整備

- (1)消費者に修理の機会を一定期間提供すること。
- (2)修理に係る技術者を確保すること。
- (3)修理体制を整備するために、販売店と協力すること。
- (4)消費者に修理のための条件についてあらかじめ明示すること。

4. 修理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

使用済物品等の発生の抑制を促進する際には、安全性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、製品の長寿命化及び省資源化に資する技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1)設計に際して、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2)あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3)評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

修理及び保守に係る手法その他の使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、容器包装の簡素化、軽量化を図ること。

**ぱちんこ遊技機の製造事業者に係る
使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準の骨子
＜指定省資源化製品：リデュース配慮設計＞**

1. 長寿命化のための材料・構造の工夫

- (1) 消耗部品等の交換部品を除き、製品の長寿命化に資する材料・部品の使用を図ること。
- (2) 修理及び保守作業が容易な構造とすること。
- (3) 劣化が激しい部分を交換容易な構造とすること。

2. 省資源化のための材料・構造の工夫

- (1) 部品・部材の減量化を図ること。
- (2) 部品点数の削減を図ること。
- (3) 部品の共通化を図ること。
- (4) リユース又はリサイクル材の使用を図ること。

3. 修理体制の整備

- (1) 使用者に修理の機会を一定期間提供すること。
- (2) 修理に係る技術者を確保すること。
- (3) 使用者に修理のための条件についてあらかじめ明示すること。

4. 修理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

使用済物品等の発生の抑制を促進する際には、安全性、不正防止その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、製品の長寿命化及び省資源化に資する技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1) 設計に際して、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

修理及び保守に係る手法、その他の使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、容器包装の簡素化、軽量化を図ること。

**金属製家具の製造事業者に係る
使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準の骨子
＜指定省資源化製品：リデュース配慮設計＞**

1. 長寿命化のための材料・構造の工夫

- (1)製品の長寿命化に資する材料・部品の使用を図ること。
- (2)修理及び保守作業が容易な構造とすること
- (3)劣化が激しい部分を交換容易な構造とすること

2. 省資源化のための材料・構造の工夫

- (1)部品・部材の減量化を図ること。
- (2)部品点数の削減を図ること。
- (3)部品の共通化を図ること。
- (4)リサイクル材の使用を図ること。

3. 修理体制の整備

- (1)消費者に修理の機会を一定期間提供すること。
- (2)修理に係る技術者を確保すること。
- (3)修理体制を整備するために、販売店と協力すること。
- (4)消費者に修理のための条件についてあらかじめ明示すること。

4. 修理に係る安全性の確保

材料の特性に配慮することにより、修理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

使用済物品等の発生の抑制を促進する際には、安全性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、製品の長寿命化及び省資源化に資する技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1)設計に際して、使用済物品等の発生の抑制を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2)あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3)評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

修理及び保守に係る手法、その他の使用済物品等の発生の抑制に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

使用済物品等の発生の抑制を促進するため、容器包装の簡素化、軽量化を図ること。

**自動車の製造又は修理の事業を行う者に係る
再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リユース・リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

【リユース関連】

製造事業者は、再生部品は、汚れにくい材料の使用を図ること。

【リサイクル関連】

(1)製造事業者は、リサイクル可能な材料の使用を図ること。

(2)製造事業者は、使用される材料の種類の削減を図ること。

(3)製造事業者は、リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

2. 構造の工夫

【リユース関連】

(1)製造事業者は、再生部品は、損傷されることなく分離できる構造とすること。

(2)製造事業者は、再生部品は、汚れにくい構造とすること。

【リサイクル関連】

製造事業者は、リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。

3. 分別のための工夫

製造事業者は、一定量以上の合成樹脂製の部品の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

製造事業者は、材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

製造事業者は、再生資源又は再生部品の利用を促進する際には、安全性、耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 部品交換の工夫

修理事業者は、自動車に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、自動車の部品の交換に当たっては、再生部品の使用に努め、再生資源としての利用が可能な部品を使用するとともに、交換された使用済部品を当該使用済部品に表示された材質名により分別すること。

7. 技術の向上

製造事業者又は修理事業者は、再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

8. 事前評価

(1)製造事業者は、設計に際して、再生資源又は再生部品の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。

(2)製造事業者は、あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。

(3)製造事業者は、評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

9. 情報の提供

(1)製造事業者は、構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

(2)修理事業者は、構造、部品の取り外し方法、部品の材質名等に関し製造事業者が配慮すべき事項について、必要に応じて当該製造事業者から情報の提供を行うこと。

**パーソナルコンピュータの製造事業者に係る
再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リユース・リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

【リユース関連】

(1)再生部品は、汚れにくい又は清掃が容易な材料の使用を図ること。

【リサイクル関連】

(1)リサイクル可能な材料の使用を図ること。

(2)使用される材料の種類の削減を図ること。

2. 構造の工夫

【リユース関連】

(1)再生部品は、損傷されることなく分離できる構造とすること。

(2)再生部品は、汚れにくい又は清掃が容易な構造とすること。

(3)部品の寿命の明確化を図ること。

【リサイクル関連】

(1)リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。

【その他】

(1)運搬が容易な構造とすること。

(2)リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

3. 分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製部品は、その材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

再生資源又は再生部品の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

7. 事前評価

(1)設計に際して、再生資源又は再生部品の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。

(2)あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。

(3)評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源又は再生部品としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。
- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な構造とすること。

**ぱちんこ遊技機の製造事業者に係る
再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リユース・リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

【リユース関連】

再生部品は、汚れにくい又は清掃が容易な材料の使用を図ること。

【リサイクル関連】

- (1) リサイクル可能な材料の使用を図ること。
- (2) 使用される材料の種類の削減を図ること。
- (3) リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

2. 構造の工夫

【リユース関連】

- (1) 再生部品は、損傷されることなく分離できる構造とすること。
- (2) 再生部品は、汚れにくい又は清掃が容易な構造とすること。
- (3) 部品の寿命の明確化を図ること。

【リサイクル関連】

リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。

3. 分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製の部品の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

再生資源又は再生部品の利用を促進する際には、安全性、耐久性及び不正防止その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1) 設計に際して、再生資源又は再生部品の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、

再生資源又は再生部品としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。

- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態とすること。

**複写機の製造事業者に係る
再生部品の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リユース配慮設計＞**

1. 材料の工夫

(1)再生部品は、汚れにくい又は清掃が容易な材料を使用すること。

2. 構造の工夫

(1)再生部品は、損傷されることなく分離できる構造とすること。

(2)再生部品は、汚れにくい又は清掃が容易な構造とすること。

(3)部品の寿命の明確化を図ること。

(4)取っ手等を取り付けること等により、回収及び運搬が容易な構造とすること。

3. 処理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

4. 安全性等の配慮

再生部品の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

5. 技術の向上

再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

6. 事前評価

(1)設計に際して、再生部品の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。

(2)あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。

(3)評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

7. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法その他の再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

**家電製品（家電４品目、電子レンジ、衣類乾燥機）の製造事業者に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リサイクル配慮設計＞**

１．材料の工夫

- (1) リサイクル可能な材料の使用を図ること。
- (2) 使用される材料の種類の削減を図ること。
- (3) リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

２．構造の工夫

- (1) リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。
- (2) 取っ手等を取り付けること等により、回収及び運搬が容易な構造とすること。

３．分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製部品は、その材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

４．処理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

５．安全性等の配慮

再生資源の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

６．技術の向上

再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

７．事前評価

- (1) 設計に際して、再生資源の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

８．情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

９．包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。
- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態とすること。

**金属製家具の製造事業者に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

- (1) リサイクル可能な材料の使用を図ること。
- (2) 使用される材料の種類の削減を図ること。
- (3) リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

2. 構造の工夫

- (1) リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。
- (2) 回収及び運搬が容易な構造とすること。

3. 分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製部品は、その部品の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

材料の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

再生資源の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1) 設計に際して、再生資源の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。
- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態とすること。

**ガス・石油機器の製造事業者に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

- (1) リサイクル可能な材料の使用を図ること。
- (2) リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

2. 構造の工夫

- (1) リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。
- (2) 取っ手等を取り付けること等により、回収及び運搬が容易な構造とすること。
(大型の製品のみ)

3. 分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製部品は、その部品の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

再生資源の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1) 設計に際して、再生資源の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。
- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態とすること。

**システムキッチンの製造事業者に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

- (1) リサイクル可能な材料の使用を図ること。
- (2) 使用される材料の種類の削減を図ること。
- (3) リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

2. 構造の工夫

- (1) リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。
- (2) 回収及び運搬が容易な大きさに解体できる構造とすること。

3. 分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製部品は、その部品の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

材料の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

再生資源の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1) 設計に際して、再生資源の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。
- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態とすること。

**浴室ユニットの製造事業者に係る
再生資源の利用の促進に関する判断の基準の骨子
＜指定再利用促進製品：リサイクル配慮設計＞**

1. 材料の工夫

- (1) リサイクル可能な材料の使用を図ること。
- (2) 使用される材料の種類の削減を図ること。
- (3) リサイクルが困難な加工の削減を図ること。

2. 構造の工夫

- (1) リサイクルが可能な材料、部品とするための解体、分離が容易な構造とすること。
- (2) 回収及び運搬が容易な大きさに解体できる構造とすること。

3. 分別のための工夫

一定量以上の合成樹脂製部品は、その部品の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うこと。

4. 処理に係る安全性の確保

材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保すること。

5. 安全性等の配慮

再生資源の利用を促進する際には、安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮すること。

6. 技術の向上

再生資源の利用を促進するため、必要な技術の向上を図ること。

7. 事前評価

- (1) 設計に際して、再生資源の利用を促進するため、あらかじめ評価を行うこと。
- (2) あらかじめ材料、構造、機能等に応じた評価項目、評価基準及び評価方法を定めること。
- (3) 評価を行うに際し、必要な記録を行うこと。

8. 情報の提供

構造、部品の取り外し方法、部品の材質名その他の再生資源の利用の促進に資する情報の提供を行うこと。

9. 包装材の工夫

- (1) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な材料又は再生資源を利用した材料を使用すること。
- (2) 包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、異種材料の分離を容易にすること。
- (3) プラスチック製包装材には、材質名の表示を図ること。
- (4) 包装材に関し、収集・運搬が容易な形態とすること。

塩化ビニル製の建設資材の表示の標準の骨子 ＜指定表示製品＞

1. 表示事項

塩化ビニル製の建設資材の材質に関する事項を定めること

2. 遵守事項

塩化ビニル製の建設資材を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製の建設資材を販売する事業者は次に掲げる事項を遵守すること

- ① 別表の左欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に定める様式に基づき、同表の右欄に定める表示の方法により、表示をすること
- ② 表示を構成する文字は、塩化ビニル製の建設資材の色と比較して容易に識別できること
- ③ ①に規定する表示に装飾を施すにあっては、②に反しないものとする

別表

指定表示製品の区分	様式	表示の方法
硬質塩化ビニル製の管	∞PVC 管の外径が18ミリメートル以上80ミリメートル未満のものについては、文字の大きさは、日本工業規格Z8305に規定する14ポイントの活字以上の大きさとする。 管の外径が80ミリメートル以上のものについては、文字の大きさは、日本工業規格Z8305に規定する20ポイントの活字以上の大きさとする。	その表面に管の長さ1メートル毎に一箇所以上、印刷し、又はラベルをはること。
硬質塩化ビニル製の雨どい	∞PVC 文字の大きさは、日本工業規格Z8305に規定する10ポイントの活字以上の大きさとする。	その表面に一箇所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印すること。
硬質塩化ビニル製の窓枠	∞PVC	その表面に一箇所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印すること。

	文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 1 0 ポイントの活字以上の大きさとする	所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印すること。
塩化ビニル製の床材	∞ P V C 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 2 0 ポイントの活字以上の大きさとする	その表面に居室、廊下等の区画毎に一箇所以上、ラベルをはること。
塩化ビニル製の壁紙	∞ P V C 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 2 0 ポイントの活字以上の大きさとする。	その裏面に 1 平方メートル毎に一箇所以上、印刷し、又はラベルをはること。

プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の表示の標準の骨子
<指定表示製品>

1. 表示事項

プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の材質に関する事項を定めること

2. 遵守事項

(1) プラスチック製容器又は紙製容器の製造事業者、及び事業の用に供するためにプラスチック製容器包装又は紙製容器包装の製造を発注する事業者（以下「製造発注事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守すること

- ① 別表の左欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める様式に基づき、プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印することにより、表示をすること。
- ② 同時に廃棄されると認められる別の容器包装がある場合には、表示を省略することができる。ただし、当該表示を省略する場合には、当該別の容器包装の表面に表示するとともに、省略する容器包装の部位の名称（ふた、内袋等）を併記すること。
- ③ プラスチック製容器包装又は紙製容器包装のうち、製造発注事業者が事業の用に供する時に印刷若しくはラベルの貼付がされていないもの（その製造工程に刻印をすることが可能な成形工程を含むものを除く。以下「無地の容器包装」という。）又は①の表示をすることが可能な表面の形状、素材、構造上の物理的制約により不可能なもの（以下「表示不可能容器包装」という。）については、①に基づく表示を省略することができる。この場合においては、同一の商品に係る当該容器包装とは別の容器包装の表面に表示するとともに、省略する容器包装の部位の名称を併記すること。
- ④ 「③」の表示をする際に、同時に廃棄されると認められる別の容器包装がある場合にあっては、当該表示はそれ以外の別の容器包装に対しての表示に優先すること。
- ⑤ 表示を構成する文字又は記号は、プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。
- ⑥ 表示に装飾を施すに当たっては、⑤に反しないものとする。

(2) プラスチック製容器包装若しくは紙製容器包装に入れられ又は包まれた商品であって、自ら輸入したものを販売する事業者（以下「輸入販売事業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守すること

- ① 輸入販売事業者が、プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行っている場合にあっては、(1)①から④までの規定を準用する。ただし(1)③中「製造発注事業者が事業の用に供する時」とあるのは「輸入販売事業者が販売する時」と読み替える。

- ②輸入販売事業者が、プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行っていない場合であって、当該容器包装に印刷、ラベル又は刻印により日本語が表示されている場合は、別表の左欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める様式に基づき、その表面に、一箇所以上、印刷し、ラベルをはり、又は刻印することにより、表示をするとともに、当該容器包装の部位の名称を併記すること。
- ③表示を構成する文字又は記号は、プラスチック製容器包装又は紙製容器包装の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。
- ④表示に装飾を施すにあつては、(2)③に反しないものとする。

別表

指定表示製品の区分	様式
プラスチック製容器包装 (注1)	 ①印刷又はラベルの貼付による表示については、マークの高さ6 mm 以上。文字の大きさは、日本工業規格Z 8 3 0 5に規定する6ポイント以上の大きさとする。 ②刻印による表示については、マークの高さ8 mm 以上。文字の大きさは、日本工業規格Z 8 3 0 5に規定する8ポイント以上の大きさとする。
紙製容器包装 (注2)	 ①印刷又はラベルの貼付による表示については、マークの高さ6 mm 以上。文字の大きさは、日本工業規格Z 8 3 0 5に規定する6ポイント以上の大きさとする。 ②刻印による表示については、マークの高さ8 mm 以上。文字の大きさは、日本工業規格Z 8 3 0 5に規定する8ポイント以上の大きさとする。

注1：「プラスチック製容器包装」とは、主としてプラスチック製の容器包装から、以下のものを除いたものをいう。

- a) 飲料、酒類又はしょうゆが充填されたPETボトル
- b) プラスチック製の「無地の容器包装」又はプラスチック製の「表示不可能容器包装」(同一の商品を入れ又は包む別の容器包装として指定表示製品(スチール缶、アルミ缶、PETボトル)、プラスチック製の容器包装又は紙製の容器包装がある場合には、全ての当該別の容器包装が、「無地の容器包装」又は「表示不

可能容器包装」であるものに限る。)

- c) 小売販売者が販売する時に商品を包むプラスチック製の包装のうち、その表面積が $1,300\text{cm}^2$ 以下であるもの
- d) 輸入販売事業者が、商品のプラスチック製の容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行っていない場合であって、かつ、当該容器包装に印刷、ラベル又は刻印により日本語による表示がされていないもの

注2：紙製容器包装とは、主として紙製の容器包装から、以下のものを除いたものをいう。

- a) 段ボール製の容器包装
- b) 飲料又は酒類が充填された紙パック（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）
- c) 紙製の「無地の容器包装」又は紙製の「表示不可能容器包装」（同一の商品を入れ又は包む別の容器包装として指定表示製品（スチール缶、アルミ缶、PETボトル）、プラスチック製の容器包装又は紙製の容器包装がある場合には、全ての当該別の容器包装が、「無地の容器包装」又は「表示不可能容器包装」であるものに限る。）
- d) 小売販売者が販売する時に商品を包む紙製の包装のうち、その表面積が $1,300\text{cm}^2$ 以下であるもの
- e) 輸入販売事業者が、当該商品の紙製の容器包装の素材、構造、自己の商標の使用等に関する指示を行っていない場合であって、かつ、当該容器包装に印刷、ラベル又は刻印により日本語による表示がされていないもの

**小形二次電池（密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、
小形シール鉛蓄電池）の表示の標準の骨子**
＜指定表示製品＞

1. 表示事項

小形二次電池の極板の材質に関する事項を定めること。

2. 遵守事項

小形二次電池を製造する事業者及び自ら輸入した小形二次電池（プラスチックその他の物質を用いて被覆したものに限る。）を販売する事業者は次に掲げる事項を遵守すること。

- ① 別表の左欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める様式に基づき、文字、及び記号を、プラスチックその他の物質を用いて被覆した小形二次電池にあっては、その表面に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはることにより、その他の小形二次電池にあっては、その表面に一箇所以上、印刷し、又はラベルをはり、又は刻印することにより、表示をすること。
- ② 表示を構成する文字又は記号は、小形二次電池の全体の模様及び色彩と比較して鮮明であり、かつ、容易に識別できること。
- ③ 表示を構成する文字及び記号は隣接していること。
- ④ ①に規定する表示に装飾を施すにあっては、②に反しないものとする。

別表

指定表示製品の区分	様式
プラスチックその他の物質を用いて被覆されない電池及びプラスチックその他の物質を用いて被覆した電池であって高さが10ミリメートル未満のもの	文字 N i-MH L i-i o n P b （密閉形ニッケル・水素蓄電池） （リチウム二次電池） （小形シール鉛蓄電池） 文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 4.5 ポイントの活字以上の大きさとする。
プラスチックその他の物質を用いて被覆した電池であって高さが10ミリメートル以上のもの	文字 N i-MH L i-i o n P b （密閉形ニッケル・水素蓄電池） （リチウム二次電池） （小形シール鉛蓄電池） 記号  文字の大きさは、日本工業規格 Z 8 3 0 5 に規定する 6 ポイントの活字以上の大きさとする。

**パソコン製品の製造事業者等に係る
自主回収及び再資源化の実施に関する判断の基準の骨子
＜指定再資源化製品＞**

1. 回収

- (1) パーソナルコンピュータ本体又は表示装置（以下「パソコン製品」という）の製造又は自ら輸入したパソコン製品の販売の事業を行う者（以下「製造業者等」という。）は、自らが製造等（製造又は自ら輸入した製品の販売をいう。）をしたパソコン製品に係る使用済パソコン製品（事業活動に伴って排出されたものに限る。）の回収を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、使用済パソコン製品を回収する場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所（以下「指定回収場所」という。）において、その回収を求めた者から当該使用済パソコン製品（製造業者等が当該パソコン製品と一体として販売した付属品に係る使用済付属品を当該使用済パソコン製品と同時に回収することを求められた場合にあっては、当該付属品を含む。以下この項において同じ。）を回収すること。ただし、製造業者等が、当該使用済パソコン製品をその回収を求めた者が当該使用済パソコン製品を排出する場所において収集し、及び指定回収場所まで運搬することにより回収することを妨げない。
- (2) 製造業者等は、(1)の回収を行う際は、回収に係る業務を他の者に委託することができる。
- (3) 製造業者等は、(2)の委託を行う際は、委託を受けた者が当該使用済パソコン製品を回収したこと、及び当該使用済パソコン製品を当該製造業者等が指定する場所に運搬したことについて、当該製造業者等に対して報告が行われることを確保すること。
- (4) 製造業者等は、(1)に掲げる回収に関する要請を受け付ける方法について公表し、周知徹底するなど回収の実効性を高めることに努めること。

2. 回収の確保

- (1) 製造業者等は、使用済パソコン製品の回収の状況を公表すること。

3. 再資源化

- (1) 製造業者等は、「1. 回収」に基づいて使用済パソコン等を回収したときは、その再資源化を行うこと。
- (2) 製造業者等は、(1)の再資源化を行う際は、再資源化に係る業務を他の者に委託することができる。

4. 再資源化の目標

- (1) 製造業者等は、「1. 回収」に基づいて回収した使用済パーソナルコンピュー

タに係る再資源化の目標を、次に定める算定方法に基づいて、表の左欄に掲げる製品区分毎に、同表の右欄に掲げる数値を下回らない範囲で定めること。

デスクトップ型パーソナルコンピュータ（表示装置を除く部分）	50%※
ノートブック型パーソナルコンピュータ	20%※
CRTディスプレイ装置	55%※
液晶ディスプレイ装置	55%※

※：使用済パソコン製品を加工によって使用できる状態にすること、部品リユース、マテリアルリサイクルを含み、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルを含まない。

- (2) 製造業者等は、(1)に基づいて定める目標を、平成15年度までに達成すること。
- (3) (1)に基づいて製造業者等が定める再資源化等の目標は、「1. 回収」に基づいて回収した使用済パソコン製品の重量に対する、当該使用済パソコン製品のうち次の再資源化が行われた重量の合計の割合をもって表されるものとする。
- ①加工により、パーソナルコンピュータとして使用できる状態にすること
 - ②再生部品として利用することが出来る状態にすること
 - ③再生資源として利用することが出来る状態にすること（マテリアルリサイクルに限る）
- (4) 製造業者等は、回収した使用済パソコン製品に係る再資源化又は処理を行うときは、技術的及び経済的に可能な範囲で、次に定めるところによりこれを行うこと。この場合において、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときはこれによらないこと。
- ①使用済パソコン製品の全部又は一部のうち、再生部品として利用することができる状態にすることができるものについては、再生部品として利用することができる状態にすること。
 - ②使用済パソコン製品の全部又は一部のうち、①の規定によることができないものであって、再生資源として利用することができる状態にすること（マテリアルリサイクルに限る）ができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすること（マテリアルリサイクルに限る）。ただし、デカブロ系難燃剤を含有するプラスチックであって①の規定によることができないものについては、高温処理又は管理型処分場に埋立処分すること。
 - ③使用済パソコン製品の全部又は一部のうち、①及び②の規定によることができないものであって、再生資源として利用することができる状態にすること（ケミカルリサイクルに限る）ができるものについては、再生資源として利用することができる状態にすること（ケミカルリサイクルに限る）。
 - ④使用済パソコン製品の全部又は一部のうち、①、②及び③の規定によることができないものであって、熱回収（使用済パソコン製品の全部又は一部のうち、再生部品又は再生資源として利用することが出来る状態にされたもの以外のもの）であって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを

熱を得ることに利用すること。以下において同じ。)をすることができるものについては、熱回収がされること。

- ⑤使用済パソコン製品の全部又は一部のうち、①、②、③及び④の規定によることができないものについては、処分されること。ただし、液晶パネルであって①、②、③及び④の規定によることができないものについては、溶融スラグ化又は管理型処分場への埋立処分が行われること。

- (5) 製造業者等は、再資源化の状況を公表すること。

5. 市町村からの引取り

- (1) 製造業者等は、市町村が当該製造業者等に使用済パソコン製品の引取りを求める場合に当該市町村が満たすべき引取りの条件について、あらかじめ公表すること。
- (2) 製造業者等は、前項に基づいて公表した条件に基づいて市町村から当該事業者等に使用済パソコン製品の引取りを求められた場合は、当該使用済パソコン製品を引き取ること。

6. その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

- (1) 製造業者等は、自ら又は他の者に委託して使用済パソコン製品に係る回収又は再資源化を行うときは、廃棄物処理法その他関係法令に照らし適切である方法によること。
- (2) 製造業者等は、使用済パソコン製品に係る回収又は再資源化に係る業務を他の者に委託するときは、当該業務が廃棄物処理法その他関係法令に照らし適切である方法によって行われることを確保すること。

小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）の製造事業者等に係る自主回収及び再資源化の実施に関する判断の基準の骨子
<指定再資源化製品>

1. 小形二次電池の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

【実施方法に関する事項】

- (1) 小形二次電池の製造事業者又は自ら輸入した小形二次電池の販売の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、自らが製造等を行った小形二次電池が使用済みになったもの（以下「使用済み小形二次電池」という。）について、排出者から回収する体制を整備し、当該使用済み小形二次電池の回収を行うこと。
- (2) 製造事業者等は、(1)の回収体制の整備を行うにあたっては、他の指定再資源化事業者と共同してこれを行うか、又は単独でこれを行うこと。
- (3) 製造事業者等は、(1)の回収体制の整備を行うにあたっては、小形二次電池若しくは小形二次電池使用機器の修理、加工又は小売販売の事業を行う者その他の者に対し、必要な協力を求めること。
- (4) 製造事業者等は、使用済み小形二次電池の回収に係る業務を他の者に委託することができる。
- (5) 製造事業者等は、(1)の回収体制について、あらかじめ公表すること。

【自主回収の実効の確保に関する事項】

- (6) 製造事業者等は、使用済み小形二次電池の回収の状況を毎年度公表すること。
- (7) 製造事業者等は、(1)の回収体制の整備を行うにあたっては、回収の実効性が確保されるよう、消費者からは無償で回収するとともに、排出者に対するインセンティブの付与その他の必要な措置を講ずること。

2. 小形二次電池の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項

【実施方法に関する事項】

- (1) 製造事業者等は、1. に基づいて使用済み小形二次電池を回収したときは、次の方法によりその再資源化を行うこと。
 - ・金属を金属又は金属化合物の原料として利用することができる状態にすること。
 - ・その他の再生資源として利用することができる状態にすること。
- (2) 製造事業者等は、再資源化に係る業務を他の者に委託することができる。

【再資源化の目標に関する事項】

- (3) 再資源化等の目標は、1. に基づいて回収した使用済み小形二次電池の重量に対する、当該使用済み小形二次電池のうち(1)に基づく再資源化が行われた

重量の合計の割合をもって表されるものとする。

- (4) 製造業者等は、1. に基づいて回収した使用済み小形二次電池に係る再資源化の目標を定める。再資源化の目標の設定の考え方は次のとおり。

小形二次電池に含まれる金属など回収可能物の構成比を踏まえて設定する。各小形二次電池の再資源化にあたっては、回収可能物を技術的に可能な限り回収・リサイクルし（回収可能物の9割程度）、特にカドミウムや鉛は確実に回収・リサイクルをするものとする。こうした前提に立てば、(3)の算定方法によると、再資源化率の目標は、密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池については60%以上、密閉形ニッケル・水素蓄電池については55%以上、リチウム二次電池については30%以上、小形シール鉛蓄電池については50%以上とすることとする。

- (5) 製造事業者等は、再資源化の状況を毎年度公表すること。

3. 市町村との連携に関する事項

- (1) 製造事業者等は、市町村が当該製造事業者等に使用済み小形二次電池の引取りを求める場合に当該市町村が満たすべき引取りの条件について、あらかじめ公表すること。
- (2) 製造事業者等は、前項に基づいて公表した条件に基づいて市町村から当該事業者等に使用済み小形二次電池の引取りを求められた場合は、当該使用済み小形二次電池を引き取ること。また、適切に分別回収されたものについては無償で引き取ること。

4. その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

- (1) 使用済み小形二次電池の分別回収及び再資源化を促進し、製造業者等による回収体制が活用されるよう、必要な情報の提供及び普及啓発を行うこと。
- (2) 製造事業者等は、自ら使用済み小形二次電池の回収又は再資源化を行うときは、廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切である方法によること。
- (3) 製造事業者等は、使用済み小形二次電池の回収又は再資源化に係る業務を他の者に委託するときは、当該業務が廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切である方法によって行われることを確保すること。

**小形二次電池使用機器^(注)の製造事業者等に係る
自主回収及び再資源化の実施に関する判断の基準の骨子
＜指定再資源化製品＞**

1. 小形二次電池の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項

【実施方法に関する事項】

- (1) 小形二次電池使用機器の製造事業者又は自ら輸入した小形二次電池使用機器の販売の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、自らが製造等を行った小形二次電池使用機器に部品として使用される小形二次電池が使用済みとなったもの（以下「使用済み小形二次電池」という。）について、排出者から回収する体制を整備し、当該使用済み小形二次電池の回収を行うこと。
- (2) 製造事業者等は、(1)の回収体制の整備を行うにあたっては、他の指定再資源化事業者と共同してこれを行うか、又は単独でこれを行うこと。
- (3) 製造事業者等は、(1)の回収体制の整備を行うにあたっては、小形二次電池若しくは小形二次電池使用機器の修理、加工又は小売販売の事業を行う者その他の者に対し、必要な協力を求めること。
- (4) 製造事業者等は、使用済み小形二次電池の回収に係る業務を他の者に委託することができる。
- (5) 製造事業者等は、(1)の回収体制について、あらかじめ公表すること。

【自主回収の実効の確保に関する事項】

- (6) 製造事業者等は、使用済み小形二次電池の回収の状況を毎年度公表すること。
- (7) 製造事業者等は、(1)の回収体制の整備を行うにあたっては、回収の実効性が確保されるよう、消費者からは無償で回収するとともに、排出者に対するインセンティブの付与その他の必要な措置を講ずること。

2. 小形二次電池の引渡しの実施方法に関する事項

- (1) 製造事業者等は、1. に基づいて使用済み小形二次電池を回収したときは、当該小形二次電池の製造事業者又は自ら輸入した当該小形二次電池の販売の事業を行う者に引渡すこと。ただし、回収した当該小形二次電池について、自ら又は再資源化を行い得る他の者に委託（販売を含む。）して再資源化を行うことを妨げない。
- (2) 製造事業者等は、引渡しに係る業務を他の者に委託することができる。
- (3) 製造業者等は、(1)により自ら又は再資源化を行い得る他の者に委託（販売を含む。）して再資源化を行う場合においては、小形二次電池製造業者等が遵守する再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項に沿った処理を行うこと。

3. その他自主回収及び引渡しの実施に関し必要な事項

- (1) 使用済み小形二次電池の分別回収及び再資源化を促進し、製造業者等による

回収体制が活用されるよう、必要な情報の提供及び普及啓発を行うこと。

- (2) 製造事業者等は、自ら使用済み小形二次電池の回収又は引渡しを行うときは、廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切である方法によること。
- (3) 製造事業者等は、使用済み小形二次電池の回収又は引渡しに係る業務を他の者に委託するときは、当該業務が廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切である方法によって行われることを確保すること。

(注) 小形二次電池使用機器

電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動アシスト自転車、電動車いす、プリンター、ハンディーターミナル、コードレスホン、ファクシミリ、交換機、携帯電話用通信装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ（含デジタルスチルカメラ）、ヘッドホンステレオ、電気かみそり、電気歯ブラシ、非常用照明器具、医療用機器、家庭用電気治療器、電動式がん具

資源有効利用促進法における各措置毎の品目・業種について

		副産物のリデュース・リサイクル	リユース部品使用	リサイクル材使用	リデュース配慮設計	リユース配慮設計	リサイクル配慮設計	分別回収の表示	事業者の回収リサイクル	副産物リサイクル促進
旧法の名称				特定業種			第一種指定製品	第二種指定製品		指定副産物
新法の名称		特定省資源業種	特定再利用業種		指定省資源化製品	指定再利用促進製品		指定表示製品	指定再資源化製品	指定副産物
容器包装	PETボトル	-	-	-	-	-	—	○ 既指定)	-	-
	スチール缶	-	-	-	-	-	-	○ 既指定)	-	-
	アルミ缶	-	-	-	-	-	-	○ 既指定)	-	-
	ガラスびん	-	-	○ 既指定)	-	-	-	-	-	-
	プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	● 新規)	-	-
	紙製容器包装	-	-	-	-	-	-	● 新規)	-	-
紙		-	-	○ 既指定)	-	-	-	-	-	-
自動車・オートバイ		-	-	-	● 新規)	● 新規)	○ 既指定)	-	-	-
家電	電子レンジ、衣類乾燥機	-	-	-	● 新規)	-	● 新規)	-	-	-
	家電（四品目）	-	-	-	● 新規)	-	○ 既指定)	-	-	-
小形二次電池使用機器（電池のみの対応）		-	-	-	-	-	● 追加)	-	● 新規)	-
ガス・石油機器		-	-	-	● 新規)	-	● 新規)	-	-	-
金属製家具		-	-	-	● 新規)	-	● 新規)	-	-	-
パソコン		-	-	-	● 新規)	● 新規)	● 新規)	-	● 新規)	-
小形二次電池		-	-	-	-	-	-	● 追加)	● 新規)	-
ばちんこ台		-	-	-	● 新規)	● 新規)	● 新規)	-	-	-
浴室ユニット		-	-	-	-	-	● 新規)	-	-	-
システムキッチン		-	-	-	-	-	● 新規)	-	-	-
複写機		-	● 新規)	-	-	● 新規)	-	-	-	-
硬質塩ビ管・継手		-	-	● 新規)	-	-	-	● 新規)	-	-
板ガラス		-	-	▲ 新規)	-	-	-	-	-	-
石膏ボード		-	-	▲ 新規)	-	-	-	-	-	-
繊維板・パーティクルボード		-	-	▲ 新規)	-	-	-	-	-	-
硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の床材・壁紙		-	-	-	-	-	-	● 新規)	-	-
鉄鋼業		● 新規)	-	-	-	-	-	-	-	○ 既指定)
紙・パルプ製造業		● 新規)	-	-	-	-	-	-	-	-
無機・有機化学工業製品製造業		● 新規)	-	-	-	-	-	-	-	-
銅第一次製錬・精製業		● 新規)	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造業		● 新規)	-	-	-	-	-	-	-	-
電気業		-	-	-	-	-	-	-	-	○ 既指定)
建設業		-	-	○ 既指定)	-	-	-	-	-	○ 既指定)

注1 ○ 既指定、● 指定業種・製品、▲ 指定検討業種・製品

注2 小形二次電池使用機器は、コードレスホン、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ（含デジタルスチルカメラ）、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療器、電動式がん具（以上既指定分）、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信措置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、誘導灯、火災警報装置、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

注3 指定表示製品の硬質塩ビ管・継手については、硬質塩ビ管のみ

資源の有効な利用の促進に関する法律の概要

「再生資源」とは：

使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なもので原材料として利用できるもの

「再生部品」とは：

使用済みの物品のうち有用なもので部品その他製品のの一部として利用できるもの

基本方針

主務大臣(事業所管大臣等)は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表

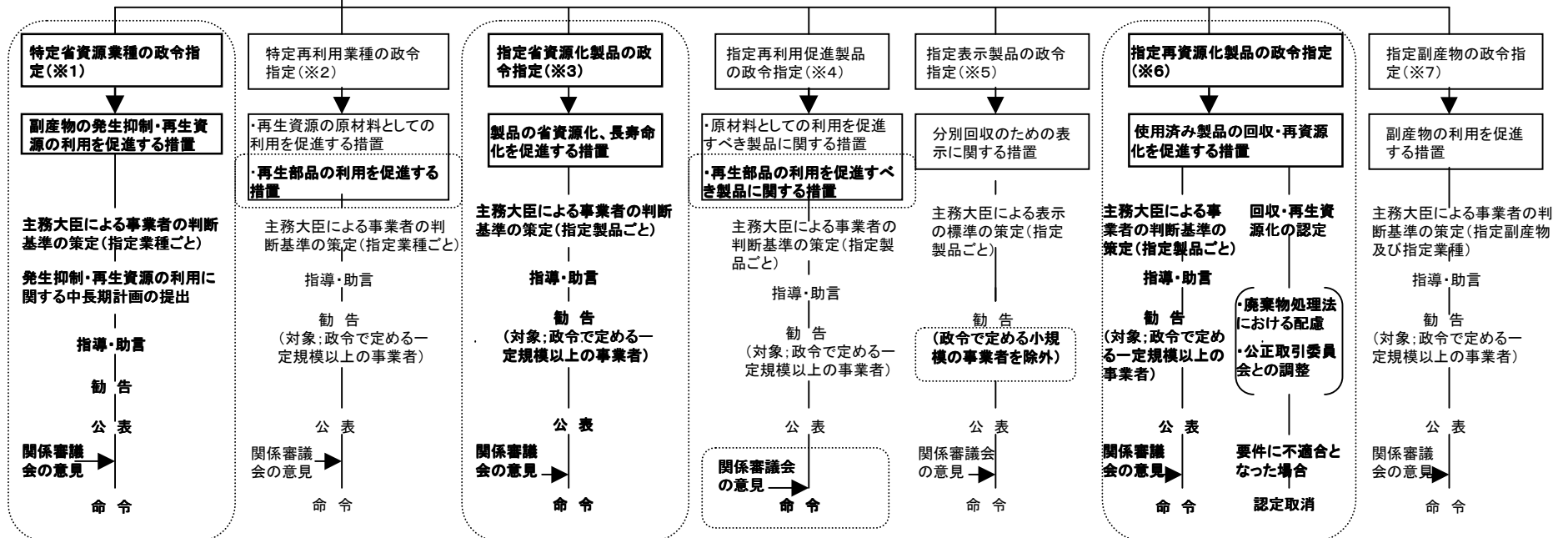
事業所管大臣等：

経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣

財務大臣、厚生労働大臣、環境大臣

関係者の責務

事業者	消費者	国・地方公共団体
・使用済物品及び副産物の発生抑制のための原材料の使用の合理化 ・再生資源・再生部品の利用 ・使用済みの物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用の促進	・製品の長期間使用 ・再生資源を用いた製品の利用・分別回収への協力など再生資源の利用等の促進 ・国・地方公共団体及び事業者の実施する措置への協力 等	・資金の確保等の措置 ・物品調達における再生資源の利用等の促進 ・科学技術の振興 ・国民の理解を深める努力 等



具体例

※1...鉄鋼業、紙・パルプ製造業、無機化学・有機化学工業、銅第一次製錬・精製業等

※2...紙製造業、ガラス容器製造業、建設業、複写機製造業等

※3...自動車、家電、大型家具、石油・ガス機器、パソコン、ばちんこ台等

※4...パソコン、複写機、自動車、ばちんこ台等

※5...スチール缶、アルミ缶、PETボトル、二次電池、

紙製容器包装、プラスチック製容器包装、塩ビ製建設資材等

※6...パソコン、二次電池

※7...電気業、建設業

で囲んだ箇所及び下線部が今回の改正に伴うもの

